

⑦ 心身に障がいがある方に対する自動車税(種別割)減免申請の出張窓口を開設します

問 県税事務所 収税第一課 TEL 029-221-6605

県では、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方に対し、障害等級が一定の要件を満たしている場合には自動車税(種別割)を減免する制度を設けています。

次の日程で減免申請の出張窓口を開設しますので、ご利用ください。必要な書類など、詳しくは県税事務所までお問い合わせください。

日時 令和8年2月3日(火)午前10時～午後1時・4日(水)午後1時～4時

場所 市役所本所 社会福祉課前 相談室(笠間市中央3-2-1)

※新車、中古車新規登録にかかる減免や自動車税・軽自動車税(環境性能割)の減免は、登録日から30日以内に県税事務所に申請してください。

※軽自動車税(種別割)の減免は、市税務課での手続きとなります。

広報かさま・ホームページに掲載する有料広告を募集します

市では、企業や商店などの振興、市の財源確保を図るために、市の広報紙やホームページを広告媒体として活用しています。掲載をご希望の方は、ご連絡ください。

「パソコンがないので広告原稿が作れない」という方でも、掲載したい文章、イメージなどをお伝えいただければ対応しますので、ご相談ください。

種類	規格	掲載期間	掲載料(1か月につき)
「広報かさま」 (毎月1回発行)	サイズ① 45mm×85mm サイズ② 45mm×170mm	1か月を単位として、 最大12か月まで連続 して掲載可能	サイズ① 10,470円 サイズ② 20,950円
ホームページ	バナー広告 70ピクセル×200ピクセル		20,950円

○広報かさま

申込方法 秘書課備え付けの申込書に必要事項を記載し、掲載したい広告の原稿を添えて提出してください。申込書は、笠間市ホームページからもダウンロードできます。なお、申し込みにあたっては、「笠間市公共物等有料広告掲載取扱要綱」(ホームページ参照)をご確認ください。

申込期限 掲載希望月の前々月の末日

その他

- ・広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。
- ・広報かさまの広告は2色とします(色は市が指定)。
- ・バナー広告はカラーです。
- ・申込多数の場合は、笠間市公共物等有料広告掲載取扱要綱第4条の規定によります。

問・申 秘書課(内線225)



ホームページ

野犬にご注意ください。目撲した場合は決して近付かず
4ページ 静かにその場から離れましょう。